

入院時食事療養費の負担額変更について

平素より当院の診療ならびに運営にご協力いただき感謝を申し上げます。
令和6年6月1日より、入院時の食事療養費の負担額が下記の通り変更となります。

所得区分		入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）	
義務教育就学後～ 69歳までの患者様	70歳以上の患者様	令和6年5月迄	令和6年6月から
区分ア	現役並みⅢ	1食 460円 (1日3食 1,380円)	1食 490円 (1日3食 1,470円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般（Ⅱ）		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 210円 (1日3食 630円)	1食230円 (1日3食 690円)
	低所得Ⅰ	1食 100円 (1日3食 300円)	1食 110円 (1日3食 330円)

※ 全医療機関共通の負担額変更となります。

患者様ならびにそのご家族様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、
何卒ご理解の程お願い申し上げます。

2024年6月1日
医療法人社団純正会 青梅東部病院
院長 田中 裕志